

平成 25 年 10 月 28 日

労災レセ電対応に関するパッチ提供分

1. 09594 で始まるコード（入院室料加算）のデータチェック（労災（短期・傷病））
（平成 25 年 7 月診療分以降）＜ver4.7 以降＞

09594 で始まるコードをコード作成範囲外で作成されている場合、レセ電データの記録が正しくできない為、データチェックで下記内容のチェックを行い、該当患者を確認可能としました。

※コード作成範囲については、資料【労災レセプト電算処理システム対応】を参照ください。

＜データチェック対応内容＞

システム管理「2005 レセプト・総括印刷情報」のレセ電出力区分の労災の設定に応じて、09594 で始まるコード（診療区分「80」）が診療行為入力されているかチェックを行います。短期給付と傷病年金を対象とします。

データチェックのいずれの確認項目にも属さないチェック項目（必須チェック項目）とします。

レセ電出力区分の設定と動作

「1 入院外のみ」の場合・・・外来のデータチェック時にチェック

「2 入院のみ」の場合・・・入院のデータチェック時にチェック

「3 入院・入院外」の場合・・・入院および外来のデータチェック時にチェック

データチェックのエラーメッセージ

09594 で始まるコードがコード作成範囲外で作成されている為、レセ電データの記録が正しくできません。【09594XXXX 名称 ○○日】

2. 労災・自賠責レセプト（外来）の療養期間記載修正

<ver4.6以降>

月途中での入退院と外来診療が混在する場合、
外来レセプトの療養期間が正しく記載されていなかったのを修正しました。

（例）患者登録－労災自賠保険入力

<短期給付> 傷病年月日：H25. 9. 1

療養開始日：H25. 9. 1 療養終了日：99999999

（1）外来 診療日 10月5日、10日

入院 10月20日～

短期給付10月分外来レセプト

療養期間 25年10月 1日～25年10月19日

↓

療養期間 25年10月 1日～25年10月31日

（2）入院 10月20日～11月10日

外来 診療日 11月15日、20日

短期給付11月分レセプト（外来）

療養期間 25年11月11日～25年11月30日

↓

療養期間 25年11月 1日～25年11月30日